

六 選挙運動に関する調

1 政見放送（ラジオ、テレビ）に関する調

放送局	テレビ・ラジオの別	放送日時		放送順序及び候補者		
		月日(曜)	時間	順序	党派	氏名
NHK	テレビ	3月29日(水)	18:40~18:53	1	無所属	あだち きよし
		4月6日(木)	7:30~7:43	2	無所属	佐藤 樹一郎
	ラジオ	3月31日(金)	7:25~7:38	テレビと同一順序		
		4月5日(水)	19:30~19:43			
OBS	テレビ	3月31日(金)	10:20~10:35	1	無所属	あだち きよし
	ラジオ	4月2日(日)	15:00~15:15	2	無所属	佐藤 樹一郎
TOS	テレビ	4月1日(土)	15:55~16:10	テレビと同一順序		
				1	無所属	佐藤 樹一郎
OAB	テレビ	4月5日(水)	13:54~14:09	2	無所属	あだち きよし
				1	無所属	佐藤 樹一郎

※NHKにおける経歴放送の日時（放送順序は政見放送と同一順序）

・テレビ（総合） 4月4日（火） 11:54~11:56

・ラジオ（第1） 3月28日（火） 11:55~11:57、3月30日（木） 18:50~18:52、4月6日（木） 18:50~18:52

2 個人演説会の会場及びその使用回数に関する調

(1) 使用できる会場の数

	法第161条 第1項 第1号の 学校の数	法第161条 第1項 第1号の 公民館の数	法第161条 第1項 第2号の 公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町村の選管の指定した施設の数						合計
				社寺	農業 協同組合	商工会議所	その他公共施 設(体育館等)	その他	計	
大分市	80	13	4	0	0	0	1	0	1	98
別府市	20	6	1	0	0	0	1	4	5	32
中津市	49	25	2	0	0	0	4	0	4	80
日田市	30	23	1	0	0	0	6	0	6	60
佐伯市	41	20	1	0	0	0	20	0	20	82
白杵市	20	1	2	0	0	0	0	0	0	23
津久見市	9	19	2	0	0	0	1	0	1	31
竹田市	21	18	1	0	0	0	1	0	1	41
豊後高田市	17	14	0	0	0	0	0	0	0	31
杵築市	13	3	0	0	0	0	15	0	15	31
宇佐市	50	14	2	0	0	0	3	2	5	71
豊後大野市	18	7	2	0	0	0	4	0	4	31
由布市	13	5	0	0	0	0	2	0	2	20
国東市	12	19	1	0	0	0	8	0	8	40
市計	393	187	19	0	0	0	66	6	72	671
姫島村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
日出町	9	6	0	0	0	0	0	0	0	15
九重町	7	4	1	0	0	0	0	0	0	12
玖珠町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	17
町村計	18	23	6	0	0	0	0	0	0	47
県計	411	210	25	0	0	0	66	6	72	718

(2) 会場使用回数（知事選挙）

	施設の使用回数						合 計	
	法第161条第1項 第1号の学校及び公民館		法第161条第1項 第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市町村選管の 指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
大分市	1	0	0	0	0	0	1	0
別府市	0	0	0	0	0	0	0	0
中津市	0	0	0	0	0	0	0	0
日田市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	1	0	0	0	1	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	1	0	1	0	0	0	2	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0
町 村 計	0	0	0	0	0	0	0	0
県 計	1	0	1	0	0	0	2	0

(3) 会場使用回数（県議会議員選挙）

	施設の使用回数						合 計	
	法第161条第1項 第1号の学校及び公民館		法第161条第1項 第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市町村選管の 指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
大分市	17	0	2	0	1	0	20	0
別府市	3	0	0	0	1	0	4	0
中津市	5	0	0	0	0	0	5	0
日田市	7	0	1	0	0	0	8	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	2	1	0	0	0	0	2	1
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	34	1	3	0	2	0	39	1
姫島村								
日出町								
九重町								
玖珠町								
町 村 計	0	0	0	0	0	0	0	0
県 計	34	1	3	0	2	0	39	1

3 ポスター掲示場に関する調

(1) 掲示場設置数

	1千人未満								1千人～5千人未満								5千人～1万人未満				1万人以上				合計	
	2km ² 未満		2km ² ～4km ² 未満		4km ² ～8km ² 未満		8km ² 以上		4km ² 未満		4km ² ～8km ² 未満		8km ² 以上		4km ² 未満		4km ² 以上		4km ² 未満		4km ² 以上		投票所数	掲示場設置数		
	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数	投票所数	掲示場設置数						
大分市	4	18	5	26	9	48	9	56	22	142	8	61	5	45	27	205	11	92	1	8	0	0	101	701		
別府市	7	25	5	15	3	14	3	12	27	198	1	11	2	19	3	39	0	0	0	0	0	0	0	51	333	
中津市	3	8	1	3	2	9	21	140	15	56	3	19	3	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	264	
日田市	0	0	7	19	7	22	29	127	8	63	1	10	7	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	299	
佐伯市	12	23	13	36	14	49	22	82	10	59	6	32	5	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	328	
臼杵市	3	12	0	0	3	17	16	85	5	30	2	16	4	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	193	
津久見市	5	13	3	12	1	7	0	0	2	22	2	19	2	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	96	
竹田市	1	5	0	0	0	0	12	96	1	7	1	8	5	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	161	
豊後高田市	1	5	0	0	1	7	10	80	2	16	3	22	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	139	
杵築市	0	0	0	0	2	14	7	56	3	21	0	0	6	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	145	
宇佐市	0	0	0	0	1	5	8	61	1	4	7	58	10	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	212	
豊後大野市	0	0	0	0	1	6	17	116	0	0	0	0	9	94	0	0	1	17	0	0	0	0	0	28	233	
由布市	1	4	2	8	5	18	10	65	3	17	4	32	3	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	174	
国東市	0	0	0	0	0	0	9	62	0	0	2	18	7	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	151	
市計	37	113	36	119	49	216	173	1,038	99	635	40	306	69	641	30	244	12	109	1	8	0	0	546	3,429		
姫島村	0	0	1	6	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	
日出町	0	0	2	10	3	10	0	0	6	48	2	19	2	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	109	
九重町	0	0	0	0	2	17	6	48	0	0	2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	83	
玖珠町	0	0	1	2	3	10	11	46	0	0	1	7	4	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	97	
町村計	0	0	4	18	8	37	17	94	7	55	5	44	6	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	302	
県計	37	113	40	137	57	253	190	1,132	106	690	45	350	75	695	30	244	12	109	1	8	0	0	593	3,731		

(2) 形態による区分

	恒久的掲示場			木造掲示場		合計
	既設のものを再使用した掲示場	レンタル資材を使用した掲示場	新設した掲示場	既設のものを再使用した掲示場	新設した掲示場	
大分市	0	0	0	0	701	701
別府市	0	0	0	0	333	333
中津市	0	0	264	0	0	264
日田市	0	0	0	0	299	299
佐伯市	0	0	328	0	0	328
臼杵市	0	0	0	0	193	193
津久見市	0	0	0	0	96	96
竹田市	0	0	0	0	161	161
豊後高田市	0	0	139	0	0	139
杵築市	0	0	0	0	145	145
宇佐市	0	0	212	0	0	212
豊後大野市	0	0	233	0	0	233
由布市	0	0	0	0	174	174
国東市	0	0	151	0	0	151
市計	0	1,327	0	0	2,102	3,429
姫島村	0	0	0	0	13	13
日出町	0	0	109	0	0	109
九重町	0	50	33	0	0	83
玖珠町	0	0	0	0	97	97
町村計	0	142	0	0	110	302
県計	0	1,469	0	0	2,212	3,731

4 選挙公報に関する調

	候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請をした候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報1部当たり印刷費(用紙代を含む)(円)	公報の規格及び頁数
						印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
知事	2	3/24	2	570,650	542,048	2	14	16	(株)エポックアート	3.60	タブロイド版2頁
県議会議員	61	3/31	59	456,800	432,514	2	7	9	(有)大分合同新聞社	7.95 10.85	タブロイド版2頁 ブランケット版4頁

5 新聞広告に関する調

	新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
知事	大分合同新聞	2	5	450,120
	朝日新聞	1	1	99,057
	西日本新聞	1	1	78,584
県議会議員	大分合同新聞	3	4	192,500
	今日新聞	4	6	55,000
	西日本新聞	2	2	78,584

6 選挙運動に関する支出金額の制限額調

選挙の別	選挙区	支出制限額(円)
知事	-	30,821,400
県議会議員	大分市	6,434,200
	別府市	5,473,400
	中津市	5,781,400
	日田市	5,351,800
	佐伯市	5,510,300
	白杵市	5,208,000
	津久見市	5,074,100
	竹田市	5,352,200
	豊後高田市	5,431,200
	杵築市	5,856,000
	宇佐市	5,146,700
	豊後大野市	5,109,200
	由布市	5,064,400
	国東市・姫島村	5,942,300
	日出町	5,843,200
九重町・玖珠町	5,552,700	

7 選挙運動用自動車の使用の公営に関する調

(1) 知事選挙

事項	契約の種類 一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転者の雇用 (エ)	計 (イ)+(ウ)+(エ)	
契約した候補者数	-	2	2	2	-	-
延べ使用(従事)日数	-	34	-	34	-	-
契約金額の総額(円)	-	456,529	250,900	425,000	1,132,429	1,132,429
限度額の総額(円)	-	547,400	261,800	425,000	1,234,200	1,234,200
請求額の総額(円)	-	358,403	159,050	425,000	942,453	942,453

(2) 県議会議員選挙

事項	契約の種類 一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転者の雇用 (エ)	計 (イ)+(ウ)+(エ)	
契約した候補者数	3	50	51	39	-	-
延べ使用(従事)日数	27	394	-	279	-	-
契約金額の総額(円)	1,741,500	5,286,187	947,045	4,430,000	10,663,232	12,404,732
限度額の総額(円)	1,741,500	6,085,800	2,679,600	3,312,500	12,077,900	13,819,400
請求額の総額(円)	1,741,500	4,644,487	947,045	3,287,500	8,879,032	10,620,532

8 ポスター作成の公営に関する調

(1) 知事選挙

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	限度額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
2	2,716,168	2,716,168	2,716,168	182

(2) 県議会議員選挙

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	限度額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
60	31,716,819	55,402,616	31,005,183	882

9 選挙運動用ビラの作成の公営に関する調

(1) 知事選挙

1種類のみ作成した		2種類のみ作成した		契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
候補者数	枚数	候補者数	枚数				
2	260,000	0	0	1,604,200	1,604,200	1,604,200	6.17

(2) 県議会議員選挙

1種類のみ作成した		2種類のみ作成した		契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
候補者数	枚数	候補者数	枚数				
47	705,000	2	32,000	6,366,300	5,936,640	5,558,790	8.64

七 政党その他の政治団体の政治活動に関する調

1 政治活動用ポスター検印又は証紙交付枚数等に関する調

	確認書を交付した政治団体名				ポスター 検印又は 証紙交付数	ビラの 種類	届出機関紙（誌）	
	政党名又は 政治団体名	代表者名	団体の事務所の所在地	所属候補者 氏名 又は人数			新聞紙名	雑誌名
知事	明日の 大分を 創る会	門脇雅春	大分県大分市中央町 4丁目1番15号 ヤクシンジビル1階	佐藤樹一郎				
県議	公明党	公明党 大分県本部 代表 河野成司	大分県大分市舞鶴町 1丁目3番30号 S Tビル3F	3			公明新聞	公明グラフ
	自由民主党	自由民主党 大分県支部連合会 会長 阿部英仁	大分県大分市舞鶴町 1丁目3番28号 ネクスト舞鶴ビル3階	18			自由民主	りぶる
	立憲民主党	代表 泉健太	東京都千代田区永田町 1丁目11番1号 三宅坂ビル	6				

2 政談演説会の開催回数等に関する調

政党 政治団体の名称	開催回数	開催市町村	開催月日	場 所
自由民主党	1	大分市	4月4日	ホルトホール大分 大ホール

八 管理執行事務

1 選挙管理委員

委員長 一木 俊 廣
 委員 阿部 良 秀
 〃 秦 喜美恵
 〃 角山 光 邦

2 事務分掌表

事務の区分		主任	副主任
総括		曾根田書記長 木部振興監	
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること		後藤 主 幹	木安 付達 主 査
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること		木 付 主 査	後 藤 主 幹
立候補届出（県議）に関すること 選挙会（県議）に関すること 選挙公営（県議）に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること 予算に関すること		安 達 主 査	木 佐 付 藤 主 査
立候補届出（知事）に関すること 選挙会（知事）に関すること 選挙公営（知事）に関すること 期日前投票、不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること		佐 藤 主 査	木 安 付 達 主 査
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること		東 主 事	選 挙 班
庶務、人事、経理に関すること		企 画 管 理 班	後 藤 主 幹
期日前投票所のとりまとめに関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙の警送に関すること 候補者等配付物資の作成に関すること 候補者等の点字名簿、選挙公報に係る点字・音声CDの作成に関すること 選挙公報に関すること		行 政 班	後 藤 主 幹 木 安 付 達 主 査 安 板 井 主 査 東 主 事
政見放送に関すること		財 政 班	木 加 付 藤 主 査 東 主 事
速報本部の設備に係る各課との調整及び借上契約等に関すること ホームページ管理に関すること		税 政 班	木 東 付 主 査 東 主 事
選挙啓発	企画に関すること	東 主 事	後 藤 主 幹
	「標語」「企業等への協力依頼」に関すること	行 政 班	後 東 藤 主 幹 東 主 事
	「広告塔」「立看板」「ポスター」「チラシ」「パネル」「広報車」に関すること	財 政 班	東 主 事
	「街頭啓発」「啓発物品」「横断幕」「SNS発信」に関すること	税 政 班	東 主 事

3 大分県知事選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
1. 立候補予定者等説明会					
<日時> 2月22日 (水) 13:30～ <場所> 正庁ホール県庁舎本館2階	(出席者) 【コンテツセンター】 チーフプロデューサー チーフエンジニア 【経営企画センター】 副部長	(出席者) 報道部長	(出席者) 報道部長	(出席者) ニュース情報センター	・県選管が資料作成及び説明を行い、質疑は内容に応じて県選管と各放送局が答える ・政見放送関連は15:30頃～(15:15頃)から待機をお願いします)
2. 政見放送の申込の受付に関する事項					
(1) 告示前の申込受付の日時、場所等	・期日 / 3月15日～3月22日 (但し 3月18、19、21日を除く) ・時間 / 10:00～16:00 (但し17日は10:00～14:00) ・場所 / 大分市高砂町2-36 NHK大分放送局	・期日 / 3月15日～3月22日 (但し 3月18、19日を除く) ・時間 / 10:00～16:00 ・場所 / 大分市春日浦843-25 TOS報道部	・期日 / 3月15日～3月22日 (但し 3月18、19日を除く) ・時間 / 10:00～16:00 ・場所 / 大分市新川西2-7-1	・期日 / 3月14日～3月22日 (但し 3月18日及び19日を除く) ・時間 / 10:00～16:00 ・場所 / 大分市新川西2-7-1	・政見放送の申込があったとき、放送局はその日の分を電話で県選管に連絡し、最終的に文書で連絡する。(党派、氏名、手日時、通称使用の有無) ・告示前申込 (実規5⑦) ・受付時間(実規5①) ・放送局がそれぞれ定める時間内申込の場所(実規5②) ・NHKは指定する放送局、OBS、TOS、OABは各放送局
(2) 告示日の申込受付の時間、場所	3月23日(水)8:30～17:00 ・場所 / 県庁本館2F正庁ホール	3月23日(水)8:30～17:00 ・場所 / 県庁本館2F正庁ホール	3月23日(水)8:30～17:00 ・場所 / 県庁本館2F正庁ホール	3月23日(水)8:30～17:00 ・場所 / 県庁本館2F正庁ホール	・申込期限 / 告示のあった日(実規5④) ・申込時間 / 8:30～17:00(実規5①) ・場所 / 指定する場所 (実規5③)
(3) 告示前の申込における留意点 (提出書類等)	1 政見放送申込書 (通称使用するとき、通称で記載) 2 供託証明書 (提示のみ) 3 所属党派証明書 (提示のみ) 4 経歴書 (提出期限・・・政見放送申込期日まで) 5 写真3枚 (たて4cm×よこ3cm、カラー)・・・NHKのみ 6 印鑑 (立候補予定者のもの) ・提示された書類を確認し、複写又は証明書番号等を記載して保管する ・通称を使用する場合は、通称使用申請を必ず行う旨の確約書を提出させる	(留意2_4(1)) (実規5⑦) (実規5⑦) (実規6①) (留意4_6))			・提示された供託証明書を確認のうえ、複写して保管すること。 ・字幕により候補者を紹介する政党については、その候補者の氏名等を添付書類に記載させ、確約書により確認すること。
(4) 申込期限経過後の通知					・放送予定の日時の通知 (実規12①、留意2_4 (2)) 放送局→県選管

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
3 政見の録音または録画の実施に関する事項					
詳細別紙					
(1)録音または録画の日時、場所	名称／ 「政見放送録音日時決定票」 交付時期／申込受付時	名称／ 「政見放送収録契約定書」 交付時期／申込みの際	名称／ 「政見放送収録契約定書」 交付時期／申込みの際	名称／ 「政見放送収録契約定書」 交付時期／申込みの際	・原則として、申込の受付の際に決定、交付
(2)録音、録画の時間等					
①候補者1人当たりに要する総時間	1時間	1時間	1時間	1時間	・総時間…打ち合わせ、化粧及びリハーサル等を含む総時間数 ・取扱要領では90分
②候補者との打ち合わせ事項	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	
③化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う	
④リハーサル	1回（※マイクチェック・収録方法の確認程度）	1回	1回	1回	
⑤本番	2回	1回	1回	1回	
(4)録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか	同時	同時			
(5)放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称	表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称	表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称	表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称	
	・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	
(6)録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 25m ・テーブルクロス グレー ・背景 ベージュ ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3m ・テーブルクロス ベージュ ・背景 グレー ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3m ・テーブルクロス グレー ・背景 なし ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 2回 ・カメラ位置 1.5m ・テーブルクロス なし ・背景 白 ・装飾 なし	
(7)手話通訳を付した政見放送	可	可	可	可	

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
4. 経歴放送 (経歴の紹介) に関する事項					
(1) 経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項 (テレビ)	<p>※単独経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送順序/政見放送と同順序 ・写真使用/あり <p>※政見放送時経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/あり 	<p>※政見放送時経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし <p>候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス</p>	<p>※政見放送時経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし 	<p>※政見放送時経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし 	<p>単独経歴放送 (法151①) (NHKのみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を履歴書に基づき放送する (取扱規程④1) ・1回につき、30秒以内 (取扱規程④2) ・表示事項 (取扱規程④4) ・放送順序は、選挙がくじで決めた選挙公報の掲載順序に基づき (取扱規程④6)
(2) ラジオ放送による経歴紹介の方法等	<p>候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス</p>	<p>候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス</p>			<p>取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項第5(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経歴書の提出等については、実規6に準ずる。 ・1回につき30秒以内。
(3) 政見放送を行わない候補者の場合	<p>政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合にきくじで定める。</p>	<p>政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合にきくじで定める。</p>	<p>政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合にきくじで定める。</p>	<p>政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合にきくじで定める。</p>	<p>各候補者の経歴放送及び政見放送が終了した直後に行う (実規4①) (但書(テレビ))</p>
① テレビの場合の経歴放送					
② ラジオの場合の経歴の紹介					
5. 放送予定の日時の決定に関する事項					
(1) 放送の日時 (時間帯) 及び一括放送するかどうか	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ (未定) ・ラジオ (未定) <p>※経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ (未定) ・ラジオ (未定) 	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ/3月31日 10:20~10:45 ・ラジオ/3月26日 15:00~15:25 	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ (未定) 	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ (未定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各放送局はあらかじめ政見放送の予定の日時を定めて、選挙に通知する。(実規12①) ・選挙期日の2日前までに放送終了 (実規12②) ・候補者の放送日時 (順番) の決定のくじの実施 (実規14①) ・各候補者の放送日 (順番) が決定したら直ちに放送局に通知する。(実規14③) ・同一選挙区の放送が同時に二以上の実施放送局において行われることがないよう配慮(留意5_②) ・連絡先 NHK、OBS、TOS、OAB

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
6. 放送に関する事項					
(1)録音または録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合の措置	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	
(2)放送時間の余りの時間の利用	・テレビ／フイラー ・ラジオ／音楽等	・テレビ／PR／フイールドーム又は選挙啓発の告知 ・ラジオ／選挙啓発の告知	・テレビ／選挙啓発の告知	・テレビ／PR／フイールドーム又は選挙啓発の告知	・投票日の周知、選挙啓発等留意事項第7② ・期日前投票の周知
(3)放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合	※1 参照				
7. その他					
(1)死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置	原則としてカット	原則としてカット	原則としてカット	原則としてカット	・選挙長告示に基づき、直ちに放送局に通知する。 (1)法86条13項の規定による選挙長の告示のあった日以後は、その者に係る政見放送及び経歴放送は行わない。(実規17①)
(2)補充立候補者の取扱い	県選管と協議	県選管と協議	県選管と協議	県選管と協議	(2)各放送局と県選管が協議して定めるところにより、政見放送及び経歴放送を行うことができる。(実規16)
(3)モニターの設置	技術モニターあり	技術モニターあり	技術モニターあり	技術モニターあり	
(4)放送後の措置	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	(4)放送局は選挙期日後、録音・録画したものを選挙に送致しなければならぬ。(実規18)
(5)候補者が予定数を上回った場合の時間帯	候補者数によるが基本は同時時間帯で放送	同枠で処理	同枠で処理	同枠で処理	
8. 質疑、要望等					
		①収録の時間管理やプロンプター文字対応は候補予定者側でお願いいたします ②メイクが必要な場合は候補予定者側で手配をお願いいたします ③手話通訳は同時撮りをお願いいたします			

※1 「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

ア 再放送する場合

- ・政見放送及び経歴放送実施規程第15条（抄）

候補者届出政党の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者届出政党の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は基幹放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者届出政党の政見放送を行うことができる。

- ・趣 旨 : 放送設備の事故により特定の候補者届出政党が不利益を受けた場合の救済
- ・「放送設備の事故」: 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・処 置 : 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

イ 中止する場合

- ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注)「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・「法」……………公職選挙法
- ・「令」……………公職選挙法施行令
- ・「実規」……………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・「留意事項」…参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送実施上の留意事項（平成28年6月）

(例) 実規5⑦：政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

4 速報本部体制

(1) 速報本部体制

令和5年4月9日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 曾根田 英雄
総括責任者補佐 後 藤 亮

1. 受信係

- (1) 市町村からファクシミリにより送信される速報用紙の受信にあたる。
- (2) 速報用紙を確認したら、速報内容に応じて次の担当係に回付する。
- (3) 定時を過ぎても速報が届かない場合は、市町村に電話を入れ、状況の確認を行う。

2. 検算係

- (1) 受信係等から回付された速報用紙の検算等を行い、電算係へ回付する。
- (2) 内容に不明な点がある場合は、調整係と相談する。

3. 電算係（第一係、第二係）

- (1) 検算係から回付された速報用紙を集計し、速報用紙と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果データを印刷及びUSBに保存し、調整係に回付する。

4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 速報作業の進捗状況の把握及び速報本部内の調整を行う。
- (3) 集計結果の最終チェックを行い、総括責任者の確認を受けた後、総務省への報告及び報道機関への発表を担当係へ指示する。

5. 個票係

- (1) 受信係から回付された速報用紙を複写し、内容に応じて次の担当係に回付する。併せてスキャンし、そのPDFデータを非公式のものとして報道機関へメール送信する。

6. メール・HP係

- (1) 速報を以下にメール送信する。
 - ①報道機関
 - ②市町村振興課及び振興局
 - ③総務省
- (2) 中間投票状況をHPに掲載する。

7. 市町村振興課対応係

- (1) 市町村振興課内に待機し、外部からの速報数値等の照会に対し回答する。

8. 庶務係

- (1) 本部の庶務に従事する。

(2) 投・開票速報要領

令和5年4月9日執行 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙
市町村選挙管理委員会から大分県選挙管理委員会への速報実施要領 (報告一覧表)

項目	報告月日	時刻	方法	FAX様式	県→マスコミへの発表時刻	留意点
期日前投票者状況 (知事選及び県議選を集計)	①4月5日(水)	9:30まで	FAX	1-1表	11:15 (知事選のみ)	4月4日までの総計
	②4月8日(土)	9:30まで	FAX	1-2表	11:15 (知事選のみ)	4月7日までの総計
	③4月9日(日)	9:30まで	FAX	1-3表	12:15 (知事選のみ)	4月8日までの総計 (期日前投票者数の確定)
選挙当日有権者概数	4月8日(土)	13:00まで	FAX	2表	15:30	
中間投票状況 (選定投票所の知事選分を集計)	4月9日(日)	①「9:00現在時」 ②「11:00現在時」 ③「13:00現在時」 ④「15:00現在時」 ⑤「17:00現在時」 ⑥「20:00現在時」	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 10分前には必ず送信	3表	① 9:20 ② 11:20 ③ 13:20 ④ 15:20 ⑤ 17:20 ⑥ 20:20	投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、「⑥20:00現在時」にのみ、当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入(対象投票区の期日前投票者数及び不在者投票者数をあらかじめ抽出しておくこと。)
選挙当日有権者数	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	4表	22:00頃	
投票結果	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	5表(知事選) 6表(県議選)	22:00頃	
知事選の中間開票状況	〃	市:「21:30現在時」 を1回目とし確定するまで30分ごと 町村:「21:30現在時」 の1回のみ	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 5分前には必ず送信	7表	21:50から 30分ごと	7表の「中間」に○印を付す
県議選の中間開票状況	〃	市:「22:30現在時」 を1回目とし確定するまで30分ごと 町村:「22:30現在時」 の1回のみ	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 5分前には必ず送信	8表	22:50から 30分ごと	8表の「中間」に○印を付す
知事選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	7表	総括責任者確認後 直ちに	7表の「確定」に○印を付す
県議選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	8表	総括責任者確認後 直ちに	8表の「確定」に○印を付す

速報報告の留意点

●投票結果

集計トラブル等により、21:40までに正確な報告ができない場合は、まずTELで県選管・後藤に報告し、とりあえず判明している数字を速報用紙に書いて、余白に「概数」と大きく書いて、必ず21:40までにFAX送信すること。投票結果確定後は、FAXで速やかに報告するとともに速報本部調整係（後藤、木付、板井、東のいずれか）に電話連絡すること。

●報告後の訂正

県に報告した後に、数値の誤りに気が付いた場合は、即、TELで速報本部調整係に報告し、訂正のFAX送信（訂正箇所を見え消し訂正し、余白に「訂正」と大きく書く）を行い、県選管の点検を受け、県選管から点検OKのTELを受けるまで待機すること。

●按分がある場合のFAX

- ・按分による小数点以下は、小数第4位を切り捨て、小数第3位までの数字となる。
- ・手書きする際、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。
- ・また、開票所で、報道機関等に「紙」発表する場合も、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。

○市町村選管の報道機関等発表について

報道機関等に対する発表は、県選管への報告後に行うこと。

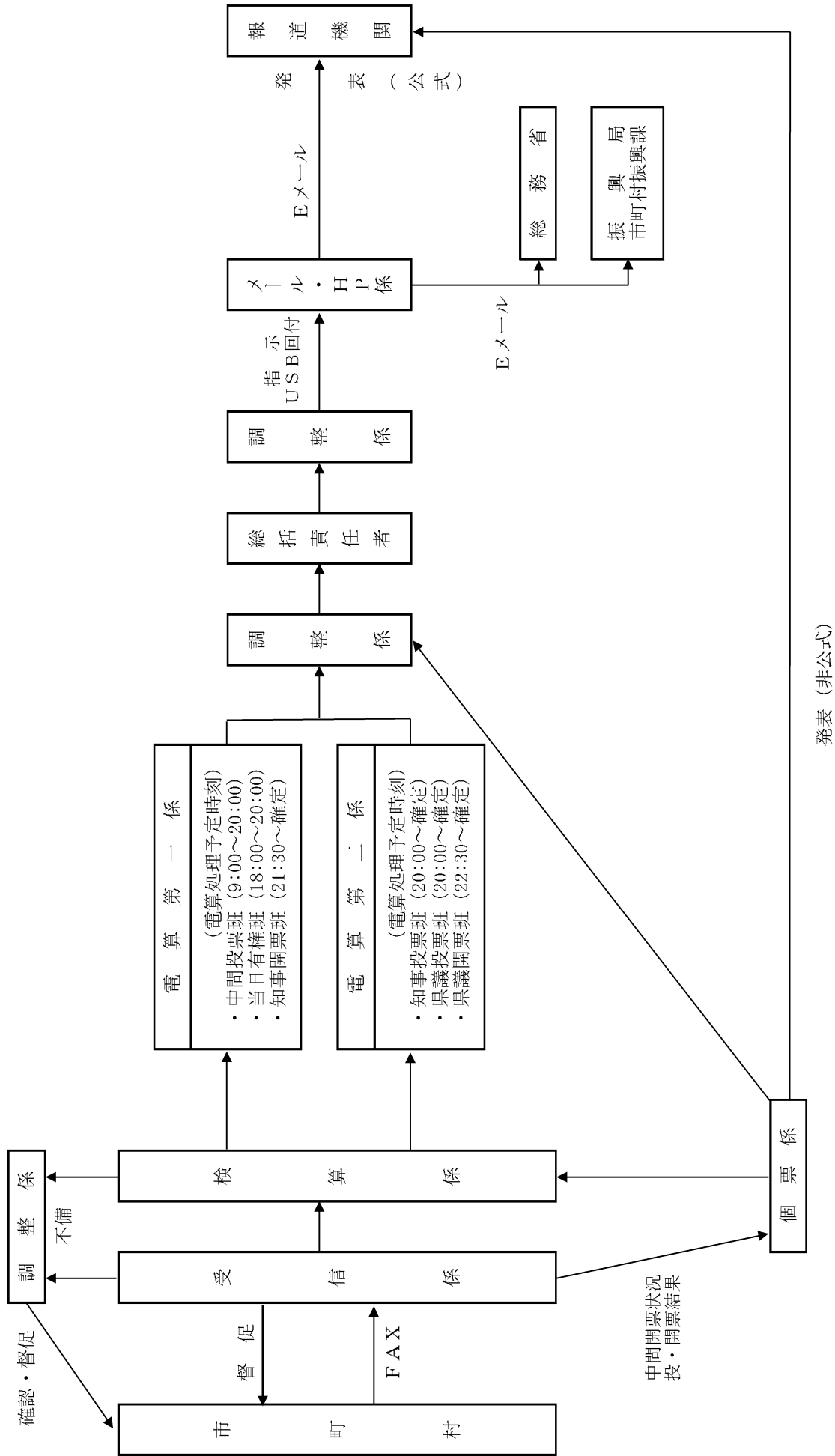
○開票終了後の待機について

開票が終了し、確定のFAX報告の後、1時間は待機すること。但し、選管職員と速報担当者は、その後も至急の連絡がとれるようにすること。

○引き続き証明書を提示し、又は引き続き確認を受けて投票した者について

- ①（1-1表～1-3表）期日前投票者状況速報について
引き続き証明書を提示し、又は引き続き確認を受けて投票した者は「期日前投票者数（B欄）」中に計上してください。
- ②（3表）中間投票状況速報について
引き続き証明書を提示し、又は引き続き確認を受けて投票した者は「投票者数（B欄）」中に計上しないでください。

速報本部体制図



R 5 大分県知事選挙・大分県議会議員選挙 速報本部事務分担当表

総括責任者 曾根田 英 雄
 総括責任者補佐 後 藤 亮

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数	係	員
受信係	2	鈴木 朋子	雨川 恵子
検算係	2	◎加藤 雅也	時松 玲子
電算第一係			
中間投票班	2	◎板井 貴章 田中 伸明 (18:00~21:00)	はるな (~18:00)
当日有権班 (午後6時~)	2	◎朝久野 佑介	伊藤 優汰
調整係	2	◎後藤 亮	東 大貴
メール・HP係	1	◎古田 恵子	
庶務係	-	鈴木 朋子 時松 玲子	雨川 恵子 古田 恵子
市町村振興課対応係	2	◎木部 哲行	木付 浩介
合計	13		

※◎は各係の責任者

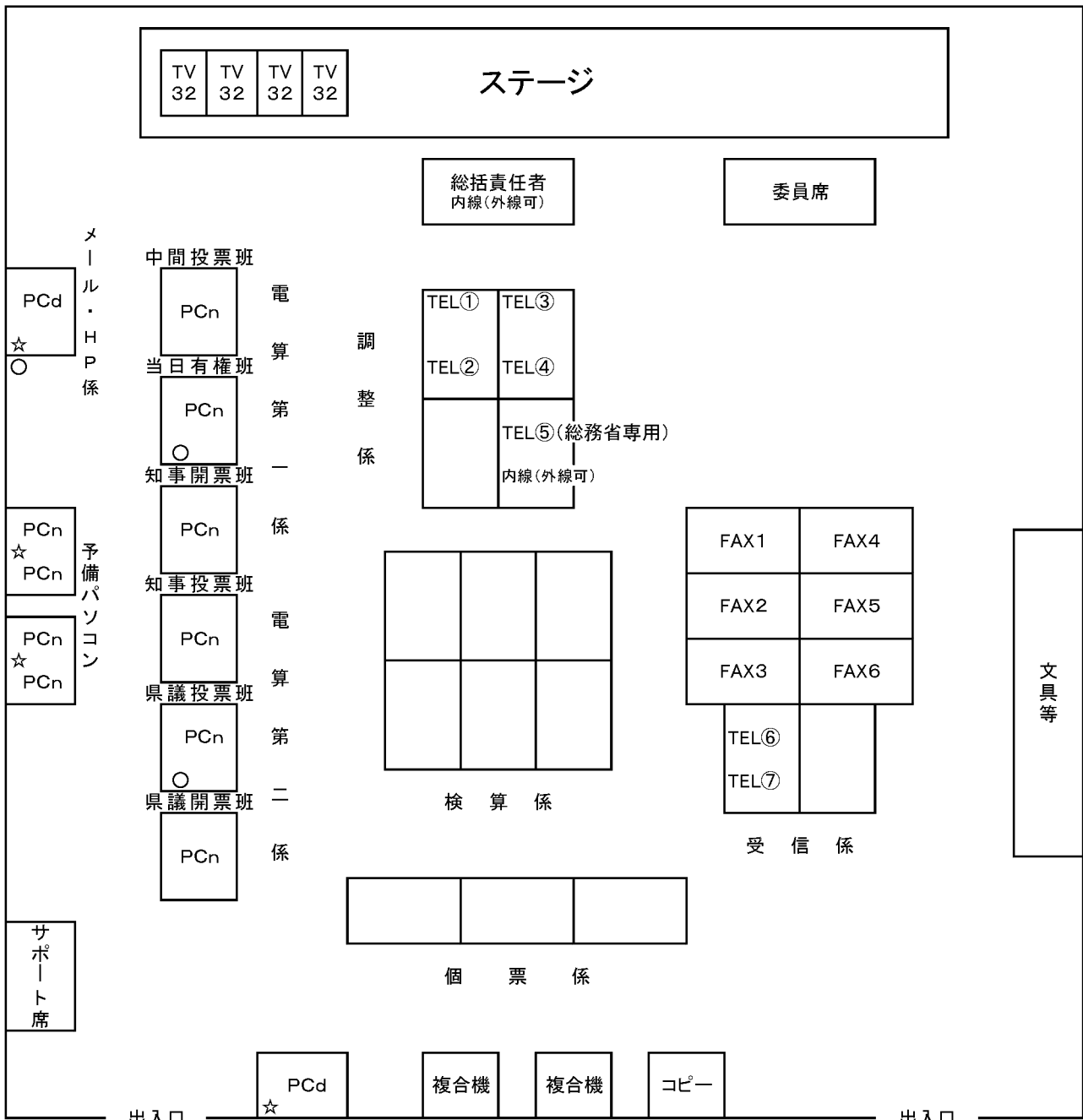
昼夜	7
昼のみ	5
夜のみ	20
合計	32

投票日午後7時から

係名	人数	係	員
受信係	2	◎上田 慎司	加藤 雅也
検算係	5	◎松垣 安城 高橋 正輝	佐甲 美奈 三宮 夕月
電算第一係			
知事開票班	2	◎矢次 弥生	田中 伸明 (21:00~)
電算第二係			
知事投票班	2	◎笠置 美和子	松下 和寛
県議投票班	2	◎伊賀上 和樹	宇野 恵里花
県議開票班	2	◎【清家 卓】	伊藤 優汰 (22:00~)
個別票係	4	◎梅木 慎太郎 朝久野 佑介 (22:00~)	富高 淳史 三良 尚也
調整係	4	◎後藤 亮 東 大貴	木付 浩介 板井 貴章
メール・HP係	1	◎【野上 滉平】	
市町村振興課対応係	2	◎木部 哲行	足立 晃一
合計	26		

※【】は他所属からの応援職員

速報本部配置図



- | | | | | | |
|-------------|----|----------------|-----|----------|----|
| FAX :ファクシミリ | 6台 | TV :テレビ | 4台 | コピー:複写機 | 1台 |
| TEL :直通電話 | 7台 | PCn:ノート型パソコン | 10台 | 複合機:スキャン | 2台 |
| 内線:内線電話 | 2台 | PCd:デスクトップパソコン | 2台 | | |
| ○:プリンター | 3台 | ☆:照明 | 4台 | | |

〈ファクシミリの内訳〉
 FAX1 } 代表番号による受信用
 FAX6 }

〈TELの内訳〉
 TEL①~④ 代表番号による連絡用
 TEL⑤ 総務省専用
 TEL⑥~⑦ 受信係の連絡用

令和5年4月9日執行 大分県知事選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画	発表现在時刻	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	0:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	0:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※時刻は確定見込み。

令和5年4月9日執行 大分県議会議員選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画	発表现在時刻	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	0:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	0:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※時刻は確定見込み。

5 時間別推定投票率に関する調

市：各3箇所、42投票所 町村：各1箇所、4投票所 計46投票所の抽出調査 (単位：%)

時刻 市町村名	9:00			11:00			13:00			15:00			17:00			20:00		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市	3.49	2.08	2.73	13.04	10.91	11.89	19.85	18.65	19.20	25.19	24.19	24.65	30.04	29.42	29.71	50.27	52.17	51.29
別府市	3.22	1.82	2.44	11.55	8.91	10.08	17.26	14.47	15.71	21.21	18.45	19.68	24.57	21.80	23.03	49.49	53.62	51.79
中津市	2.91	1.90	2.40	9.74	8.66	9.19	14.73	14.58	14.65	18.20	18.21	18.20	21.08	21.14	21.11	53.23	57.19	55.23
日田市	4.30	2.88	3.54	15.08	13.23	14.09	22.21	21.00	21.56	27.67	26.26	26.92	31.94	30.98	31.43	55.31	55.43	55.37
佐伯市	2.61	1.76	2.15	10.03	8.29	9.09	16.17	15.04	15.55	21.36	19.67	20.44	24.61	23.13	23.81	45.85	46.74	46.33
臼杵市	2.73	1.92	2.29	12.51	10.45	11.39	18.85	17.47	18.10	23.36	21.84	22.54	27.67	26.17	26.86	54.10	55.03	54.61
津久見市	3.61	1.98	2.73	12.09	8.51	10.17	16.12	13.09	14.50	20.03	17.24	18.53	23.33	20.21	21.66	47.09	47.08	47.09
竹田市	4.18	2.81	3.44	13.41	10.96	12.08	19.47	16.47	17.84	24.13	20.82	22.33	27.53	24.54	25.90	64.76	63.37	64.00
豊後高田市	4.23	2.55	3.34	12.97	10.10	11.46	18.84	15.44	17.06	22.79	19.22	20.91	25.80	21.72	23.66	61.89	62.07	61.98
杵築市	5.24	2.94	4.05	16.59	12.65	14.56	22.25	18.48	20.30	27.10	23.32	25.15	31.52	27.71	29.55	56.07	56.95	56.52
宇佐市	4.78	3.22	3.96	15.47	12.43	13.87	21.96	19.20	20.51	26.67	23.30	24.90	30.45	26.70	28.48	57.25	56.30	56.75
豊後大野市	2.30	1.32	1.78	8.34	6.08	7.13	12.16	9.77	10.88	15.14	12.40	13.68	17.81	15.24	16.44	48.10	48.34	48.23
由布市	6.97	4.09	5.45	16.42	12.56	14.38	21.23	17.61	19.32	25.04	21.17	23.00	28.86	24.81	26.72	51.58	49.63	50.55
国東市	4.75	2.81	3.73	15.91	12.28	14.01	20.76	17.23	18.91	24.05	20.94	22.42	27.07	24.70	25.83	51.33	51.74	51.54
市計	3.71	2.27	2.94	12.67	10.12	11.31	18.33	16.10	17.14	22.66	20.32	21.41	26.29	24.05	25.09	52.74	53.73	53.27
姫島村	4.23	2.35	3.23	9.86	5.68	7.64	12.21	6.37	9.11	12.99	7.06	9.85	14.08	7.62	10.65	76.84	79.64	78.32
日出町	3.40	2.19	2.74	12.34	10.96	11.58	17.17	17.54	17.38	20.57	20.91	20.76	25.40	26.75	26.15	52.59	56.43	54.71
九重町	5.41	3.23	4.27	14.81	12.68	13.69	18.80	18.24	18.51	23.93	23.29	23.59	27.35	27.81	27.59	50.00	51.88	50.98
玖珠町	1.58	1.29	1.44	8.49	9.22	8.85	12.43	12.81	12.62	16.20	17.05	16.61	19.18	21.29	20.21	48.25	49.31	48.77
町村計	3.35	2.18	2.74	10.95	9.62	10.26	14.73	13.66	14.18	18.11	17.13	17.60	21.14	20.96	21.04	55.46	58.12	56.83
県計	3.69	2.26	2.93	12.55	10.09	11.24	18.10	15.94	16.95	22.36	20.12	21.17	25.95	23.86	24.83	52.92	54.00	53.49

前回	3.71
差	-0.78

前回	12.21
差	-0.97

前回	17.95
差	-1.00

前回	21.86
差	-0.69

前回	25.29
差	-0.46

前回	48.04
差	5.45

6 投票結果確定時刻

市町村名	今回知事選挙 (R5.4.9執行)	前回知事選挙 (H31.4.7執行)
大分市	21:32	21:35
別府市	21:10	21:45
中津市	21:25	21:18
日田市	21:00	20:45
佐伯市	21:15	20:17
臼杵市	19:30	19:30
津久見市	19:25	19:15
竹田市	20:07	19:15
豊後高田市	22:36	20:10
杵築市	21:00	20:30
宇佐市	19:38	20:00
豊後大野市	20:15	20:05
由布市	19:55	20:35
国東市	19:50	19:45
姫島村	18:20	18:30
日出町	20:25	19:38
九重町	19:00	19:20
玖珠町	19:50	20:00

7 開票結果確定時刻

市町村名	R5.4.9執行		H31.4.7執行	
	知事選挙	県議会議員選挙	知事選挙	県議会議員選挙
大分市	0:25	1:48	0:05	0:55
別府市	23:00	23:45	22:50	23:20
中津市	23:08	23:39	23:15	23:35
日田市	22:35	22:50	22:31	無投票
佐伯市	21:40	無投票	22:10	22:18
臼杵市	21:15	21:50	21:00	無投票
津久見市	21:10	無投票	21:00	無投票
竹田市	21:37	22:15	21:20	無投票
豊後高田市	23:00	23:03	21:35	22:05
杵築市	22:30	22:50	22:25	22:45
宇佐市	22:15	23:15	21:40	無投票
豊後大野市	21:30	無投票	21:40	無投票
由布市	21:45	無投票	22:12	22:00
国東市	21:10	無投票	21:25	21:40
姫島村	20:48	無投票	20:47	20:57
日出町	21:35	無投票	21:05	無投票
九重町	20:35	無投票	20:30	無投票
玖珠町	20:40	無投票	20:40	無投票

8 知事選挙開票進捗状況

発表 現在時	得票総数			候補者別得票数		開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	あだち きよし	佐藤 樹一郎		市町村数	累計	市町村名
21:30	46,171	51,200	97,371	43,120	54,251	22.18	6	6	白杵市、津久見市、国東市、 姫島村、九重町、玖珠町
22:00	123,241	40,300	163,541	72,854	90,687	37.34	5	11	佐伯市、竹田市、 豊後大野市、由布市、 日出町
22:30	161,821	105,000	266,821	114,008	152,813	60.89	2	13	杵築市、宇佐市
23:00	251,263	112,000	363,263	149,223	214,040	76.41	3	16	別府市、日田市、 豊後高田市
23:30	284,296	126,000	410,296	171,885	238,411	86.35	1	17	中津市
0:00	284,296	188,000	472,296	202,385	269,911	99.29	0	17	
0:46	474,023	0	474,023	202,623	271,400	100.00	1	18	大分市

注) 1. 開票率 = 得票数計 (※) / 確定投票者数 × 100

(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票総数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

9 県議会議員選挙開票結果進捗状況

市町村	発表現在時	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	2:33	確定時刻
	大分市		0.00	21.00	60.38	83.22	94.02	96.95	96.97	100.00
別府市		0.00	0.00	24.58	100.00					23:45
中津市		11.99	53.96	95.93	100.00					23:39
日田市		95.23	100.00							22:50
佐伯市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
白杵市		100.00								21:50
津久見市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹田市		100.00								22:15
豊後高田市		0.00	100.00							23:03
杵築市		73.58	100.00							22:50
宇佐市		0.00	36.43	100.00						23:15
豊後大野市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
由布市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
国東市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
姫島村		-	-	-	-	-	-	-	-	-
日出町		-	-	-	-	-	-	-	-	-
九重町		-	-	-	-	-	-	-	-	-
玖珠町		-	-	-	-	-	-	-	-	-

10 選挙管理委員会及び選挙長告示(写)

<h1>大分県報</h1>	令和五年 号外(三) 二月二十八日	(水曜日)
	日 次	
<p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事選挙において選挙運動用がたしを掲示することができる日………</p> <p>大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日等………</p> <p>大分県議会議員選挙において選挙運動用がたしを掲示することができる日………</p> <p>大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日等………</p>		
○選挙管理委員会告示		
<p>大分県選挙管理委員会告示第五号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県議会議員選挙において選挙運動用がたしを掲げることができる日を次のとおり定めた。</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p> <p>公議の候補者の立候補の届出があった日</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第六号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日及び公示を行う日は、次のとおりである。</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p> <p>被選挙資格の決定の基準となる日</p> <p>一 令和五年三月三十日、ただし、生年条件については、同年四月九日とする。</p> <p>二 公示を行う日</p> <p>令和五年三月三十日</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第七号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用がたしを掲げることができる日を次のとおり定めた。</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p> <p>公議の候補者の立候補の届出があった日</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第八号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日及び公示を行う日は、次のとおりである。</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p> <p>被選挙資格の決定の基準となる日</p> <p>一 令和五年三月二十二日、ただし、生年条件については、同年四月九日とする。</p> <p>二 公示を行う日</p> <p>令和五年三月二十二日</p>		

令和五年三月二十八日

大分県報号外（選挙委告示）

<h1>大分県報</h1>	令和五年 号外(三) 三月二十二日	(水曜日)
	日 次	
<p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事選挙の任期満了による選挙の期日………</p> <p>大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色………</p> <p>大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙の規格………</p> <p>大分県知事選挙に用いる不在者投票用紙の刷色………</p> <p>大分県知事選挙に用いる不在者投票用紙の押すべき印………</p> <p>大分県知事選挙に用いる不在者投票用紙の押すべき印の押印の方法………</p> <p>大分県知事選挙において期日前投票記録場及び不在者投票記録場所に轉ずる候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時………</p> <p>大分県知事選挙において選挙運動に使用するくじに公示することができる茨旗赤旗の最高額等………</p> <p>大分県知事選挙における政治運動用がたしの確認の方法………</p> <p>大分県知事選挙における選挙運動用がたしに貼る紙の様式………</p> <p>大分県知事選挙における選挙会報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時………</p> <p>大分県知事選挙における各候補者の政治資金口座を定めるくじを行う場所及び日時………</p> <p>大分県知事選挙における選挙長及び選挙中継者代理者の選任………</p> <p>大分県知事選挙において選挙長が候補者の届出順に照する事務を行う場所………</p> <p>大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時………</p>		
○選挙管理委員会告示		
<p>大分県選挙管理委員会告示第九号</p> <p>大分県知事選挙の任期満了による選挙の期日は、次のとおりである。</p> <p>令和五年三月二十二日</p>		
<p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第十号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色を次のとおり定めた。</p> <p>令和五年三月二十二日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p> <p>規格</p> <p>1 候補者が二人又は三人の場合</p> <p>縦 九センチメートル</p> <p>横 一三センチメートル</p> <p>2 候補者が四人又は五人の場合</p> <p>縦 九センチメートル</p> <p>横 一五センチメートル</p> <p>3 候補者が六人以上の場合</p> <p>縦 九センチメートル</p> <p>横 一五センチメートルに候補者が一人増すごとに、八センチメートルを加える。</p> <p>刷色</p> <p>白地に青色のインクで印刷する。</p>		
<p>大分県選挙管理委員会告示第十一号</p> <p>令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙、不在者投票用紙及び公示用紙の様式を次のとおり定めた。</p> <p>令和五年三月二十二日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣</p>		

令和五年三月二十二日

大分県報号外（選挙委告示）

令和五年三月二十二日
大分県知事選挙設置
選挙
大分県選挙管理委員会
大分県選挙管理委員の印

候補者名
氏名
住所

一 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。
二 大きさは、縦十二センチメートル、横九センチメートルとする。
三 「大分県選挙管理委員会之印」は、隅に捺す。
四 選挙票である旨の表示は、その旨を明瞭しやすく方法（ただし、印刷にかえて印章を押し方法によることもできる。）とする。
五 選挙票用紙に表する選挙の種別は、「モビ」とする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第十四号**  
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における不在者投票用紙及び仮投票用紙に押すべき印を次のとおり定めた。  
令和五年三月二十二日  
大分県選挙管理委員会委員長 木 後 廣

一 不在者投票用紙 大分県選挙管理委員会の印  
二 仮投票用紙 中（可）（記）選挙管理委員会の印

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第十五号
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙において、選挙運動に使用する者に対し支給することのできる水筒・水筒の取組、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することのできる報酬及び水筒・水筒の取組並びに選挙運動に使用する者（公職選挙法（昭和二十五法律第九十七号）第九十七条の二第二項の規定による報酬を支給することのできる者に限る。）に対し支給することのできる報酬の取組を次のとおり定めた。
令和五年三月二十二日
大分県選挙管理委員会委員長 木 後 廣

一 選挙運動に使用する者一人に対し支給することのできる水筒・水筒の取組
1 水筒 水筒旅行について、随時必要に応じて支給することのできる水筒
2 水筒 水筒旅行（水筒旅行を除く。）について、随時必要に応じて支給することのできる水筒
3 水筒 水筒旅行（水筒旅行を除く。）について、随時必要に応じて支給することのできる水筒
4 水筒 水筒旅行（水筒旅行を除く。）について、随時必要に応じて支給することのできる水筒
5 水筒 水筒旅行（水筒旅行を除く。）について、随時必要に応じて支給することのできる水筒
6 水筒 水筒旅行（水筒旅行を除く。）について、随時必要に応じて支給することのできる水筒

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における不在者投票用紙及び仮投票用紙に押すべき印を次のとおり定めた。
令和五年三月二十二日
大分県選挙管理委員会委員長 木 後 廣

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第十六号**  
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。  
令和五年三月二十二日  
大分県選挙管理委員会委員長 木 後 廣

一 確認の方法  
確認書を交付することにより行う。  
二 交付する確認書の様式

令和5年4月9日執行  
大分県知事選挙  
政治活動用ポスター  
大分県選挙管理委員会

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第十七号
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動用として押すべき印の取組を次のとおり定めた。
令和五年三月二十二日
大分県選挙管理委員会委員長 木 後 廣

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第十八号**  
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動の取組の取組の順序を定めることを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和五年三月二十四日七時二十分

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第十九号
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動の取組の取組の順序を定めることを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
令和五年三月二十四日七時二十分

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十号**  
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動の取組の取組の順序を定めることを行う場所及び日時を、次のとおり定める。  
令和五年三月二十四日七時二十分

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十一号
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動の取組の取組の順序を定めることを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
令和五年三月二十四日七時二十分

大分県選挙管理委員会告示第十五号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めることを行う場所及び口時は、次のとおりである。

令和五年三月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会控
- 二 日時 令和五年三月二十三日七時四十分

大分県選挙管理委員会告示第十六号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年三月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選挙長	口 田 市	木 俊 廣
選挙長職務代理人	大 分 市	曾根川 英雄

大分県選挙管理委員会告示第十七号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣

- 二月二十三日
大分市大手町三丁目一番号
大分県庁舎本館二階 出待ホール
- 二月二十四日以後
大分市大手町三丁目一番号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会控

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙長の場所及び口時は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会控
- 二 口時 令和五年四月十二日午前十時

大分県報

令和五年
号 外 (四)
二月二十三日
(水曜日)

目 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に二分の一を乗じて得た数とを併せて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを併せて得た数)……………一

大分県知事選挙選定区告示

大分県知事選挙における選挙区として選出があつた者が十人を超える場合のくじを行う場所及び口時……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十五号)第七十四条、第七十五条、第七十六条(第八十号、第八十一号及び第八十二号並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和十二年法律第六十二号)第八十条の規定による)令和五年三月二十二日現在で大分県選挙区及び大分県知事選挙の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを併せて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを併せて得た数)は、次のとおりである。

令和五年三月二十二日

大 分 県 市	二二、二二五
別 府 市	二二、五九一
中 津 市	二二、六七六
口 田 市	二二、五〇四
佐 伯 市	二二、四二一
津 久 市	二二、五二一
津 久 見 市	二二、二〇八
竹 田 市	二二、八二四
豊 後 高 田 市	二二、五二一
竹 田 市	二二、八二四
宇 佐 市	二二、〇二七
豊 後 大 野 市	二二、七二一
山 布 市	二二、五二一
国 東 市・柳井町	二二、〇五八
口 田 町	二二、八〇四
九 草 町・坂本町	二二、八四八

<p>大分県選挙管理委員会告示第二十号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙運動に関する文書金額の制限額は、次のとおりである。</p> <p>令和五年三月二十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員 一 木 後 岡</p> <p>三〇、八、三、四〇〇円</p>	
<p>○大分県知事選挙選挙長告示</p>	
<p>大分県知事選挙選挙長告示第一号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における選挙立会人として出馬のあつた者が一人を認めるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の出馬は多き者が三人以上あるときのごじを行う場所及び口時は、次のとおりである。</p> <p>令和五年三月二十二日</p> <p>大分県知事選挙選挙長 一 木 後 岡</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会</p> <p>二 日時 令和五年四月七日十時</p>	

<h1>大分県報</h1>	<p>令和五年 号外（五） 二月二十二日 （水曜日）</p>	<p>○大分県知事選挙選挙長告示</p> <p>大分県知事選挙選挙長告示第二号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における候補者として次のとおり出馬があった。なお、候補者が出馬を行った。のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。</p> <p>令和五年三月十三日</p> <p>大分県知事選挙選挙長 一 木 後 岡</p>															
<p>日 次</p>																	
<p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事選挙における公示放送の口時……………</p> <p>大分県知事選挙選挙長告示</p> <p>大分県知事選挙における候補者の出馬……………</p>																	
<p>○選挙管理委員会告示</p>																	
<p>大分県選挙管理委員会告示第十五号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県知事選挙における告示放送の口時を次のとおり定める。</p> <p>令和五年三月二十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員 一 木 後 岡</p>																	
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>日本放送協会大分放送局</th> <th>株式会社大分放送</th> <th>株式会社テレビ大分</th> <th>大分朝日放送株式会社</th> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>三月二十二日 十八時四十分 四月六日 七時三十分</td> <td>三月二十二日 十時十分</td> <td>四月二日 十五時五十五分</td> <td>四月五日 十二時五十四分</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>三月二十二日 七時三十分 四月五日 十九時三十分</td> <td>四月三日 十五時</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	日本放送協会大分放送局	株式会社大分放送	株式会社テレビ大分	大分朝日放送株式会社	テレビ	三月二十二日 十八時四十分 四月六日 七時三十分	三月二十二日 十時十分	四月二日 十五時五十五分	四月五日 十二時五十四分	ラジオ	三月二十二日 七時三十分 四月五日 十九時三十分	四月三日 十五時				
区分	日本放送協会大分放送局	株式会社大分放送	株式会社テレビ大分	大分朝日放送株式会社													
テレビ	三月二十二日 十八時四十分 四月六日 七時三十分	三月二十二日 十時十分	四月二日 十五時五十五分	四月五日 十二時五十四分													
ラジオ	三月二十二日 七時三十分 四月五日 十九時三十分	四月三日 十五時															

届出番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名 (ふりがな)	本籍	住所	年齢	党派	職業
1	令和五年三月二十二日	届出	あだち きよし	大分県	大分県別府市	五十三歳	無所属	無職
2	令和五年三月二十二日	届出	佐藤 樹三郎	大分県	大分県大分市	六十五歳	無所属	無職

別表

大分県知事選挙候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	あだち きよし	https://adachi-kivoshi.com/
2	佐藤 樹三郎	https://www.satokichiro.com/

大分県報

令和五年
号外(六)
二月三十一日

(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

大分県議会議員の任期満了による 選挙の執行……………一

大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式……………二

大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印……………三

大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………三

大分県議会議員選挙において選挙運動に使用する票を対し支給することができる 票の種類……………三

大分県議会議員選挙における政治活動用票の票の押印の方法……………三

大分県議会議員選挙における選挙運動に用いる票の様式……………三

大分県議会議員選挙における開票の申付と選挙長の事務との合符……………三

大分県議会議員選挙における選挙及び立候補者代表選挙の押印……………三

大分県議会議員選挙における選挙及び立候補者の押印の押印の方法……………三

大分県議会議員選挙において選挙長候補者の開票に使用する事務を行う場所……………五

大分県議会議員選挙における選挙長の開票及び開票の場所……………六

大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における開票及び開票の順序……………七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

大分県議会議員の任期満了による 選挙の執行については、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣

一 選挙の期日

令和五年三月三十一日

令和五年四月九日

各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
大分市	十二人
別府市	五人
中津市	三人
日田市	三人
佐伯市	三人
臼杵市	二人
津久見市	一人
青井市	一人
豊後高田市	一人
杵築市	一人
宇佐市	三人
豊後大野市	二人
由布市	二人
阿蘇市・雑島村	一人
日出町	一人
九重町・玖珠町	一人

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣

大分県報(号外) 選挙委員会

令和五年四月九日執行
大分県議会議員選挙投票券

選挙印
 県選之
 大分管公
 議員

投票者の氏名は、欄内に記入すること。

一 投票でない者の名は、記入しないこと。

氏名

姓

名

備考

- 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、横十二センチメートル、縦九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、開票式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかたじけなく押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表す選挙の種類は、「けんき」とする。

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印

二 投票用封筒 中(町) (区) 選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 後 廣

大分県選挙管理委員会の印の制込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

選挙運動に従事する者、人に対し支給することができる実費の種類

- 一 旅費 選挙運動に従事する者、人に対し支給することができる実費の種類
- 二 船賃 水陸旅行について、船賃に相当する実費の種類
- 三 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、旅費に相当する実費の種類
- 四 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき、一万円
- 五 食料 一日につき五百円、一日につき五百円
- 六 衣料 一日につき五百円

選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる報酬の種類

- 一 基本日額 一万円
- 二 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 三 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 四 選挙運動に従事する者、人に対し支給することができる実費の種類

選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類

- 一 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 二 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 三 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 四 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類

選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類

- 一 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 二 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 三 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類
- 四 選挙運動のために使用する事務員、人に対し支給することができる実費の種類

3 号ら予備証記のために使用する者 一口につき、万五千円

4 号ら要約筆記のために使用する者 一口につき、万五千円

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十三号**

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの配紙の方法を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 水 俊 國

格印をもって行う。

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る配紙の貼る方法を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 水 俊 國

令和5年執行
大分県議会議員選挙
選挙運動用ビラに貼る配紙の貼る方法

備考

一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の提出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、オかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十五号**

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙（選挙会の区域と開票区の区域が同一である

令和五年三月三十一日

選挙区のうち目黒選挙区を除く）において開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 水 俊 國

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選出された者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 水 俊 國

選挙区	区分	住 所	氏 名
大分市	選挙長	大分市今松岡	水 松 照
	選挙長	大分市府内町	高野 尚子
	職務代理者		
別府市	選挙長	別府市今松岡	久保 恭 友
	選挙長	別府市今松岡	高野 尚子
	職務代理者		
中津市	選挙長	中津市今松岡	大下 洋 志
	選挙長	中津市今松岡	門 脇 隆 一
	職務代理者		
日田市	選挙長	日田市大野町	織 田 規 太郎
	選挙長	日田市	合 原 貴 子
	職務代理者		
佐伯市	選挙長	佐伯市今松岡	川 原 真 人
	職務代理者		

大分県以外（選挙委告示）

三

令和五年三月三十一日

大分県以外（選挙委告示）

四

豊後高田市	選挙長	豊後高田市米郷	清 云 武 司
	職務代理者	豊後高田市米郷	藤 重 深 雪
杵築市	選挙長	杵築市日町大今洞	佐 藤 剛 剛
	職務代理者	杵築市今松岡	内 野 剛 剛
宇佐市	選挙長	宇佐市今松岡	大 木 敏 之
	職務代理者	宇佐市今松岡	後 藤 優 樹
豊後大野市	選挙長	豊後大野市日町中	後 藤 謙 治
	職務代理者	豊後大野市日町高瀬野	嶺 和 子
竹田市	選挙長	竹田市今松岡	海 老 原 真 剛
	職務代理者	竹田市今松岡	森 山 伸 弘
津久見市	選挙長	津久見市今松岡	石 堂 克 己
	職務代理者	津久見市今松岡	黒 板 泰 浩
臼杵市	選挙長	臼杵市今松岡	三 重 野 猛 志
	職務代理者	臼杵市今松岡	柴 田 隆 一
山口市	選挙長	山口市今松岡	三 宮 香 織
	職務代理者	山口市今松岡	三 重 野 猛 志

山形市	選挙長	山形市物産院川上	浦 松 辰 信
	職務代理者	山形市物産院川上	古 長 雅 典
岡東市	選挙長	岡東市岡東町小原	森 浩 昭
	職務代理者	岡東市岡東町小原	村 岡 修 一
大分市	選挙長	大分市今松岡	高 野 信 一
	職務代理者	大分市今松岡	島 崎 和 夫
玖波町	選挙長	大分市今松岡	河 野 圭 史
	職務代理者	大分市今松岡	今 井 照

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十七号**

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めることとなる場所及び口時は、次のとおりである。

~~~~~

選挙公報の掲載の順序を定めることとなる場所及び口時は、次のとおりである。

~~~~~

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 水 俊 國

| 選挙区 | 場 所             | 口 時               |
|-----|-----------------|-------------------|
| 大分市 | 大分市物産院川上（番五号）   | 三月三十一日<br>十七時四十五分 |
|     | 大分市役所八階（大分議事堂）  |                   |
| 別府市 | 別府市上野町（番五号）     | 三月三十一日<br>十七時四十分  |
|     | 別府市役所二階（下川一合議室） |                   |

|             |                                           |                  |                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中津市         | 中津市富田町四角地二<br>中津市役所 二階 三〇二会議室             | 三月三十一日<br>十七時四十分 | <p>~~~~~</p> <p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十八号</b></p> <p>令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙において、選挙区が候補者の住所外に属する事務を行う場所は、次の表の上欄に掲げられた選挙区の区分に応じ、それぞれ当該欄に掲げるとおりである。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 順</p> <p>令和五年三月三十一日</p> |
| 口田市         | 日田市日島丁百六十一号<br>日田市役所 四階 庶務課               | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 佐伯市         | 佐伯市中央町一番五号<br>佐伯市役所 二階 一〇二会議室             | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 臼杵市         | 臼杵市大字百七番一<br>臼杵市役所 白旗庁舎 二階 大会議室           | 三月三十一日<br>十七時四十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 津久見市        | 津久見市宮本町一〇番五号<br>津久見市役所 新館 二階 会議室          | 三月三十一日<br>十七時四十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 竹田市         | 竹田市公会堂々六〇〇号地<br>竹田市役所 三階 会議室              | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 豊後高田市       | 豊後高田市足木丁二五番地二<br>豊後高田市役所 第四庁舎 四階 四〇二会議室   | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 杵築市         | 杵築市公会堂々七七番地一<br>杵築市役所 本庁舎 二階 第一会議室        | 三月三十一日<br>十七時四十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 宇佐市         | 宇佐市大字上山一〇〇〇号地<br>宇佐市役所 一階 多目的ホール          | 三月三十一日<br>十八時    |                                                                                                                                                                                                                |
| 豊後大野市       | 豊後大野市三田町三二〇番地<br>豊後大野市役所 四階 正庁ホール         | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 山布市         | 山布市庄内町地蔵一〇〇番地<br>山布市役所 本庁舎 市民ホール 二階 二一会議室 | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町鶴川 四九五号地<br>国東市役所 二階 一〇二会議室         | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 臼出町         | 豊後郡臼出町字上山五二一号地二四<br>大分県臼出町総合庁舎 二階 大会議室    | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |
| 玖珠町・<br>玖珠町 | 玖珠郡玖珠町大字藤三七番地一<br>大分県玖珠町総合庁舎 二階 大会議室      | 三月三十一日<br>十七時三十分 |                                                                                                                                                                                                                |

令和五年三月三十一日

大分県以外(選挙区別)

五

|             |                                           |                                                                                                                                                                                    |
|-------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 杵築市         | 杵築市公会堂々七七番地一<br>杵築市役所 本庁舎 二階 第一会議室        | <p>~~~~~</p> <p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十九号</b></p> <p>令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時、次の表の上欄に掲げられた選挙区の区分に応じ、それぞれ当該欄及び上欄に掲げるとおりである。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 順</p> |
| 宇佐市         | 宇佐市大字上山一〇〇〇号地<br>宇佐市役所 一階 多目的ホール          |                                                                                                                                                                                    |
| 豊後大野市       | 豊後大野市三田町三二〇番地<br>豊後大野市役所 四階 正庁ホール         |                                                                                                                                                                                    |
| 山布市         | 山布市庄内町地蔵一〇〇番地<br>山布市役所 本庁舎 市民ホール 二階 二一会議室 |                                                                                                                                                                                    |
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町鶴川 四九五号地<br>国東市役所 二階 一〇二会議室         |                                                                                                                                                                                    |
| 臼出町         | 豊後郡臼出町字上山五二一号地二四<br>大分県臼出町総合庁舎 二階 大会議室    |                                                                                                                                                                                    |
| 玖珠町・<br>玖珠町 | 玖珠郡玖珠町大字藤三七番地一<br>大分県玖珠町総合庁舎 二階 大会議室      |                                                                                                                                                                                    |
| 令和五年四月一日以後  |                                           |                                                                                                                                                                                    |
| 選挙区         | 選挙長が事務を行う場所                               |                                                                                                                                                                                    |
| 大分市         | 大分市鶴岡町番三号<br>大分県選挙管理委員会事務局                |                                                                                                                                                                                    |
| 別府市         | 別府市上野町番五号<br>別府市選挙管理委員会事務局                |                                                                                                                                                                                    |
| 中津市         | 中津市富田町四角地二<br>中津市選挙管理委員会事務局               |                                                                                                                                                                                    |
| 口田市         | 日田市日島丁百六十一号<br>日田市選挙管理委員会事務局              |                                                                                                                                                                                    |
| 佐伯市         | 佐伯市中央町一番五号<br>佐伯市選挙管理委員会事務局               |                                                                                                                                                                                    |
| 臼杵市         | 臼杵市大字百七番一<br>臼杵市選挙管理委員会事務局                |                                                                                                                                                                                    |
| 津久見市        | 津久見市宮本町一〇番五号<br>津久見市選挙管理委員会事務局            |                                                                                                                                                                                    |
| 竹田市         | 竹田市公会堂々六〇〇号地<br>竹田市選挙管理委員会事務局             |                                                                                                                                                                                    |
| 豊後高田市       | 豊後高田市足木丁二五番地二<br>豊後高田市選挙管理委員会事務局          |                                                                                                                                                                                    |
| 杵築市         | 杵築市公会堂々七七番地一<br>杵築市選挙管理委員会事務局             |                                                                                                                                                                                    |
| 宇佐市         | 宇佐市大字上山一〇〇〇号地<br>宇佐市選挙管理委員会事務局            |                                                                                                                                                                                    |
| 豊後大野市       | 豊後大野市三田町三二〇番地<br>豊後大野市選挙管理委員会事務局          |                                                                                                                                                                                    |
| 山布市         | 山布市庄内町地蔵一〇〇番地<br>山布市選挙管理委員会事務局            |                                                                                                                                                                                    |
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町鶴川 四九五号地<br>国東市選挙管理委員会事務局           |                                                                                                                                                                                    |
| 臼出町         | 国東市国東町字上山七九番地一<br>大分県玖珠町総合庁舎              |                                                                                                                                                                                    |
| 玖珠町・<br>玖珠町 | 日田市鶴岡町丁一〇番一〇号<br>大分県別府市選挙管理委員会            |                                                                                                                                                                                    |

令和五年三月三十一日

大分県以外(選挙区別)

六



| 選挙区   | 場 所                                | 日 時            | 場 所                                                                                                                                                                                                               | 日 時                                            |                       |
|-------|------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------|
| 大分市   | 大分市真直町一帯地<br>大分市大分県議員選挙 大分県会館      | 四月九日<br>二十時十五分 | 四束市・<br>姫島村                                                                                                                                                                                                       | 大分県立庄内国民体育館<br>四束市国東前湯川 四九帯地<br>四束市後所二階 二〇大会議室 | 二十時三十分<br>四月十一日<br>十時 |
| 別府市   | 別府市公舎新町一〇六帯地の<br>別府市体育館            | 四月九日<br>二十時十五分 | 日出町                                                                                                                                                                                                               | 速見郡日出町字壬王田五二二帯地 二<br>大分県日基総合庁舎二階 大会議室          | 四月十一日<br>十時           |
| 津市    | 津市公舎白土七七帯地<br>タイハウス九州分りナ           | 四月九日<br>二十時十五分 | 玖珠町                                                                                                                                                                                                               | 玖珠町玖珠町公舎二階三帯地<br>大分県玖珠総合庁舎三階 大会議室              | 四月十一日<br>十時           |
| 口田市   | 口田市公舎米原三九番(旧局下日)<br>口田市総合体育館 体育館   | 四月九日<br>二十時    | <b>大分県選挙管理委員会告示第四十号</b><br>令和五年四月九日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の<br>順等は、次のとおりとする。<br>令和五年三月三十一日<br>大分県選挙管理委員会委員長 一 水 俊 樹<br>投票の順序<br>1 大分県知事選挙の投票<br>2 大分県議会議員選挙の投票<br>開票の順序<br>1 大分県知事選挙の開票<br>2 大分県議会議員選挙の開票 |                                                |                       |
| 佐伯市   | 佐伯市公舎福六四三帯地<br>佐伯市総合体育館            | 四月九日<br>二十時三十分 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 臼杵市   | 臼杵市公舎新町五九帯地<br>臼杵市運動公園体育館          | 四月九日<br>二十時    |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 津久井市  | 津久見町六千零三三八帯地<br>津久見町体育館            | 四月九日<br>二十時    |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 竹田市   | 竹田市公舎二六六〇帯地<br>竹田市総合体育館            | 四月九日<br>二十時    |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 豊後高田市 | 豊後高田市公舎三九帯地<br>豊後高田市後所 田中合合 コスモホール | 四月九日<br>二十時三十分 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 杵築市   | 杵築市公舎集一六帯地<br>杵築小学校 体育館            | 四月九日<br>二十時三十分 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 宇佐市   | 宇佐市公舎川部五七二帯地の<br>宇佐市総合体育館          | 四月九日<br>二十時三十分 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 豊後大野市 | 豊後大野市三田内四七八帯地<br>豊後大野市総合体育館        | 四月九日<br>二十時三十分 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |
| 山布市   | 山布市庄内町三二四帯地                        | 四月九日           |                                                                                                                                                                                                                   |                                                |                       |

令和五年三月三十一日

大分県選挙外(選挙委員会)

七

原通 水備川・金曜日(祝祭日に代わる場合は翌日差) 発行人 大分県 編集 機関 文意印刷 (定価 二万八千八百八十円)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h1>大分県報</h1>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和五年<br>号 外 (元)<br>二月三十一日<br>(金 龍 口)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>目 次</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>選挙管理委員会告示</b><br>選挙権を有する者の総数の五分の一の総数及び二分の一の総数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の二を乗じて得た数と四十万に二分の一を乗じて得た数とを併しして得た数、その総数が八十万を超える場合)にあつてはその八十万を超える数に八分の二を乗じて得た数と四十万に六分の二を乗じて得た数とを併しして得た数)……………<br>大分県議会議員選挙の名簿区に於ける選挙運動に関する支出金額の制限額……………                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>○選挙管理委員会告示</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>大分県選挙管理委員会告示第四十号</b><br>地方自治法(昭和二十二年法律第七十号)第七十四条、第七十五条、第七十六条(第八十条、第八十二条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条)に基づき、令和五年三月二十日現在で大分県選挙権及び大分県知事選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五分の一の総数及び二分の一の総数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の二を乗じて得た数と四十万に二分の一を乗じて得た数とを併しして得た数、その総数が八十万を超える場合)にあつてはその八十万を超える数に八分の二を乗じて得た数と四十万に六分の二を乗じて得た数とを併しして得た数)は、次のとおりである。<br>令和五年三月三十一日<br>大分県選挙管理委員会委員長 一 水 俊 樹 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の総数……………八一九九人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 二 地方自治法第七十六條、第八十條及び第八十二条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の二分の一の総数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の二を乗じて得た数と四十万に二分の一を乗じて得た数とを併しして得た数、その総数が八十万を超える場合)にあつてはその八十万を超える数に八分の二を乗じて得た数と四十万に六分の二を乗じて得た数とを併しして得た数)……………八二二五八<br>三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の名簿区における選挙権を有する者の総数の二分の一の総数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の二を乗じて得た数と四十万に二分の一を乗じて得た数とを併しして得た数、その総数が八十万を超える場合)にあつてはその八十万を超える数に八分の二を乗じて得た数と四十万に六分の二を乗じて得た数とを併しして得た数)……………<br>大分市……………二二二〇六八<br>別府市……………二二五九七六<br>中津市……………二二六六七六<br>口田市……………二二四九二八<br>佐伯市……………二二四〇二八<br>臼杵市……………二二五〇六八<br>津久井市……………二二七五五八<br>竹田市……………二二八三三八<br>豊後高田市……………二二四四九八<br>杵築市……………二二八五八八<br>宇佐市……………二二九〇二八<br>豊後大野市……………二二七三三八<br>山布市……………二二二五三八<br>四束市・姫島村……………二二二二八八<br>日出町……………二二八〇四八<br>玖珠町・玖珠町……………二二六六八八 |
| <b>大分県選挙管理委員会告示第四十二号</b><br>令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙の名簿区における選挙運動に関する支出金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

令和五年三月三十一日

大分県選挙外(選挙委員会)

一

別の欄別は、次のとおりである。

令和五年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

|          |          |
|----------|----------|
| 大分市      | 六四四、四〇〇円 |
| 別府市      | 五七三、四〇〇円 |
| 中津市      | 五七八、四〇〇円 |
| 口津市      | 五五三、八〇〇円 |
| 佐伯市      | 五五〇、三〇〇円 |
| 臼杵市      | 五二〇、八〇〇円 |
| 津久見市     | 五〇七、四〇〇円 |
| 竹田市      | 五〇五、二〇〇円 |
| 豊後高田市    | 四三三、二〇〇円 |
| 津久野市     | 四五六、〇〇〇円 |
| 宇佐市      | 四六七、〇〇〇円 |
| 豊後大野市    | 三九三、〇〇〇円 |
| 山形市      | 三六四、四〇〇円 |
| 東市(鯉島村)  | 九四二、三〇〇円 |
| 田中町      | 八四三、二〇〇円 |
| 五国町(玖波町) | 五五二、七〇〇円 |

|                                                                                                                                                                                 |  |      |                     |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|---------------------|--------|
| <h1>大分県報</h1> <p>令和五年<br/>号外(六)<br/>四月十二日<br/>(水曜日)</p>                                                                                                                         |  | 大分市  | 大分県大分市大字小池原九ノ番地の二   | 片村 哲彦  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 大分市  | 大分県大分市公團通り二丁目七番地の二  | 後藤 博太郎 |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p>  |  | 大分市  | 大分県大分市中津留二丁目七番一号    | 阿部 英仁  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 大分市  | 大分県大分市中津留二丁目七番一号    | 堀 見 憲昭 |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十一号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 大分市  | 大分県大分市中津留二丁目七番一号    | 堀 見 憲昭 |
|                                                                                                                                                                                 |  | 大分市  | 大分県大分市大字里二丁目五番地     | 吉藤 健二郎 |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十二号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 大分市  | 大分県大分市大字里二丁目五番地     | 三浦 出紀  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 大分市  | 大分県大分市大字里二丁目五番地     | 御手洗 朋安 |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十三号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 大分市  | 大分県大分市大字里二丁目五番一四〇二号 | 木口 昇   |
|                                                                                                                                                                                 |  | 大分市  | 大分県大分市大字里二丁目五番一四〇二号 | 木口 昇   |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十四号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 別府市  | 大分県別府市石見町三丁目五番四号    | 川高 賢史  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 別府市  | 大分県別府市石見町三丁目五番四号    | 川高 賢史  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十五号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 別府市  | 大分県別府市大字鶴見一九九番地の二   | 飯波 久子  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 別府市  | 大分県別府市大字鶴見一九九番地の二   | 飯波 久子  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十六号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 中津市  | 大分県中津市大字宮天九番地二      | 嶋 幸一   |
|                                                                                                                                                                                 |  | 中津市  | 大分県中津市大字宮天九番地二      | 嶋 幸一   |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十七号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 中津市  | 大分県中津市大字宮天九番地七      | 吉村 尚久  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 中津市  | 大分県中津市大字宮天九番地七      | 吉村 尚久  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十八号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字宮天二四〇番地八    | 今吉 次郎  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字宮天二四〇番地八    | 今吉 次郎  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第六十九号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | H山市  | 大分県日田市三芳小瀬町一〇番地     | 中野 哲朗  |
|                                                                                                                                                                                 |  | H山市  | 大分県日田市三芳小瀬町一〇番地     | 中野 哲朗  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p>  |  | H山市  | 大分県日田市中条二丁目五番四号     | 岡野 流子  |
|                                                                                                                                                                                 |  | H山市  | 大分県日田市中条二丁目五番四号     | 岡野 流子  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十一号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | H山市  | 大分県日田市大字鶴河内四七九番地    | 井上 明夫  |
|                                                                                                                                                                                 |  | H山市  | 大分県日田市大字鶴河内四七九番地    | 井上 明夫  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十二号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字鶴河内三三番地二    | 清口 哲也  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字鶴河内三三番地二    | 清口 哲也  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十三号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字長良四八番地      | 成道 健児  |
|                                                                                                                                                                                 |  | 佐伯市  | 大分県佐伯市大字長良四八番地      | 成道 健児  |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十四号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 臼杵市  | 大分県臼杵市大字池長一〇番地      | 御手洗 吉生 |
|                                                                                                                                                                                 |  | 臼杵市  | 大分県臼杵市大字池長一〇番地      | 御手洗 吉生 |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十五号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 臼杵市  | 大分県臼杵市大字日笠一〇五番地の五   | 志村 學   |
|                                                                                                                                                                                 |  | 臼杵市  | 大分県臼杵市大字日笠一〇五番地の五   | 志村 學   |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十六号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 津久見市 | 大分県津久見市宮本町一番一号      | 高橋 肇   |
|                                                                                                                                                                                 |  | 津久見市 | 大分県津久見市宮本町一番一号      | 高橋 肇   |
| <h2>選挙管理委員会告示</h2> <p>大分県選挙管理委員会告示第七十七号<br/>令和五年四月九日執行の大分県選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>令和五年四月十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>住所 氏名<br/>大分県大分市長浜町二丁目一番一号 佐藤 樹郎</p> |  | 津久見市 | 大分県津久見市宮本町一番一号      | 高橋 肇   |
|                                                                                                                                                                                 |  | 津久見市 | 大分県津久見市宮本町一番一号      | 高橋 肇   |

|             |                       |       |
|-------------|-----------------------|-------|
| 竹田市         | 大分県竹田市大字茶々一六番地三〇      | 宮成公郎  |
| 豊後高田市       | 大分県豊後高田市築谷町六三番地       | 佐藤之則  |
| 杵築市         | 大分県杵築市大字藤野一六二番地       | 阿部良夫  |
| 宇佐市         | 大分県宇佐市大字石田八番地〇一       | 元吉俊博  |
|             | 大分県宇佐市大字下太郎一五〇番地      | 岩山雅敏  |
|             | 大分県宇佐市大字和氣三二六番地       | 末宗秀雄  |
| 豊後大野市       | 大分県豊後大野市二軒町出崎四番地      | 玉田輝義  |
|             | 大分県豊後大野市朝鹿町池田三三三番地    | 森誠一   |
| 由布市         | 大分県由布市湯布院町川上一六四七番地    | 太田正夫  |
|             | 大分県由布市探崎町小野六八八番地      | 二ノ宮健治 |
| 国東市・<br>姫島村 | 大分県国東市安岐町上原三三二番地      | 木付纈次  |
| 日出町         | 大分県速見郡日出町大字富岡六〇六九番地五九 | 三浦正臣  |
| 玖珠町・<br>珠町  | 大分県玖珠郡玖珠町大字茶野一六番地〇三   | 小川克巳  |